

中央区障害者計画・第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画 概要

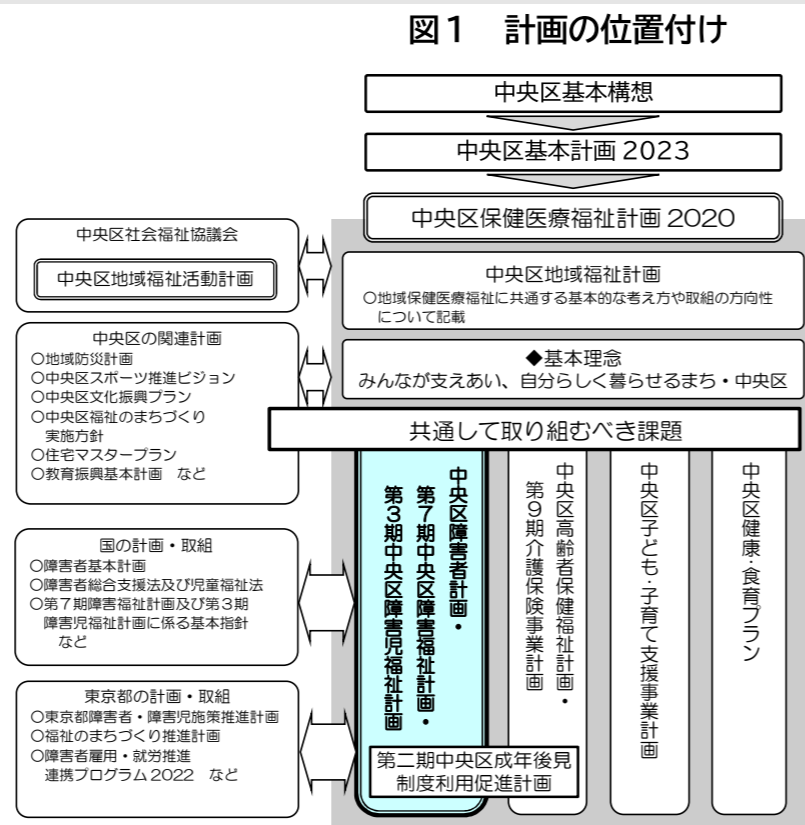
計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

- ◇ 令和4(2022)年度に策定した「中央区基本計画 2023」等の関連計画との整合性を図るとともに、施策の進捗状況、新たな法制度の動き、障害者の実態や社会情勢の変化などにより生じた課題、国や東京都の動向等を踏まえ、「中央区障害者計画」の中間の見直しを行う。併せて、「第6期中央区障害福祉計画・第2期中央区障害児福祉計画」の計画期間が、令和5(2023)年度をもって終了することから、次期計画となる「第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画」を一体的に策定し、障害福祉施策のさらなる推進を図る。

2 計画の位置付け

- ◇ 「中央区基本構想」、「中央区基本計画 2023」をはじめ、社会福祉法第 107 条の規定に基づく本区の地域福祉計画である「中央区保健医療福祉計画 2020」と関連する分野別計画と整合性のある計画とする。
- ◇ 本計画は、障害者基本法第 11 条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 の規定に基づく「区市町村障害児福祉計画」である。
- ◇ 成年後見制度利用促進法第 14 条第1項の規定に基づく「市町村計画」を包含する。



3 計画の期間

① 中央区障害者計画

令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間
そのうち、本計画は中間年である令和5(2023)年度に中間見直しを実施したものである。

② 第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間

4 新たな法制度の動き

- ◇ 障害者差別解消法(一部改正)
事業者に対する合理的配慮の義務付け、差別解消のための支援措置の強化など
- ◇ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律
国・地方公共団体による保育所・学校等に対する支援や日常生活における支援の措置、都道府県による医療的ケア児支援センターの設置など
- ◇ 障害者総合支援法(一部改正)
グループホーム利用者の一人暮らし希望者への支援、基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等の設置の努力義務化、就労アセスメントの手法を活用した就労選択支援の創設など
- ◇ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
障害者の情報の取得・利用及び意思疎通に係る施策の総合的な推進など

5 計画の構成

図2 計画の構成

部	主な内容
第1部 計画の概要	第1章 趣旨、法制度の動向、位置付け、期間、策定体制 第2章 中央区、障害者(児)を取り巻く現状、実態調査結果 第3章 前計画の取組状況 第4章 中間見直しにあたっての課題
第2部 施策の方向性	※中央区障害者計画の位置付け 第1章 計画の基本理念と施策体系 第2章 施策の方向性
第3部 障害福祉サービス等の提供体制の確保	※第7期中央区障害福祉計画・第3期中央区障害児福祉計画の位置付け 第1章 成果目標 第2章 活動指標 第3章 サービス見込量および確保のための方策
第4部	計画の円滑な推進(進行管理)

計画の内容

【計画の基本的考え方】

- ◇ 国や東京都の動向、「中央区基本構想」や「中央区基本計画2023」などの上位計画、障害者(児)を取り巻く現状や実態調査等の課題を踏まえた上で、本計画の策定は、中央区障害者計画の中間見直しにあたることから、現行計画の基本理念「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」を本区の障害者施策に関する基本理念として引き継ぐ。

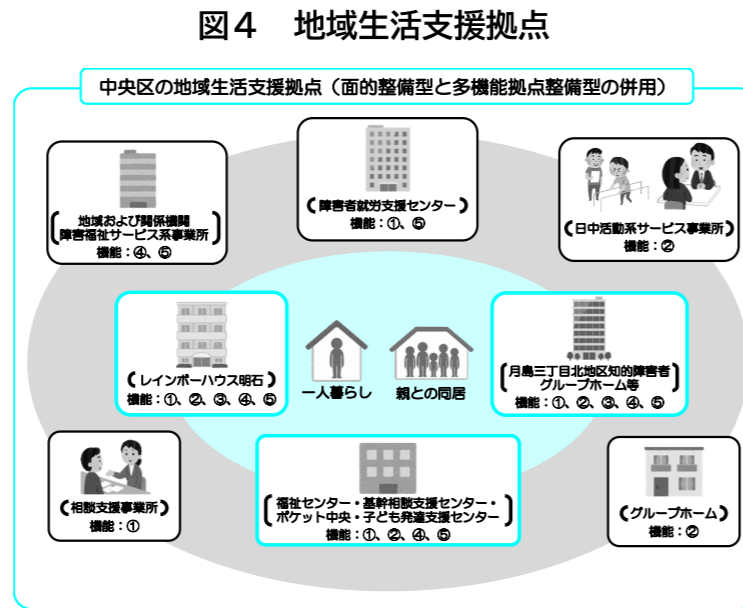
図3 計画の基本理念・施策の方向性

＜本区の障害者施策に関する基本理念＞
だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区

【「施策の方向性」の主な内容】

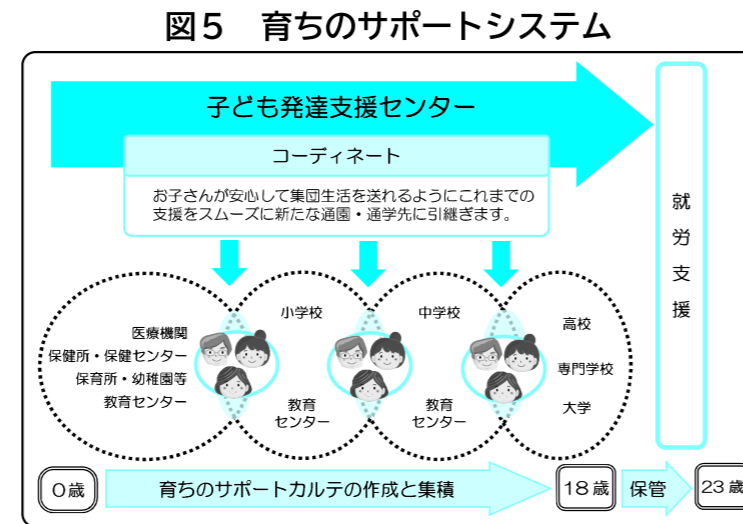
<施策の方向性1> 地域で暮らし続けるための仕組みづくり

- ◇ 障害者が住み慣れた地域で、多様なニーズや障害特性に応じた適切な支援を受けながら暮らし続けることができるよう、相談支援体制の充実、生活や育ちを支えるサービスの充実を図る。また、障害福祉サービス事業所への助言や指導等を通じて、サービスの質の確保・向上を図る。
- ◇ 施設や医療機関からの地域生活への移行、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して住み続けられるよう、グループホームの拡充や居住に関する支援の充実、地域生活支援拠点等の地域生活を支える体制の強化を図る。



<施策の方向性2> 個性豊かに輝ける環境づくり

- ◇ 一人一人が自らの意思で多様な働き方が選択できるよう、本人の希望を踏まえ、適性・能力等に応じた就労支援を行う。
- ◇ 文化芸術活動、スポーツ活動、生涯学習など、障害者が多様な活動に参加できる機会の確保や参加のための支援を行う。
- ◇ 子ども発達支援センター ゆりのきが中心となって「育ちのサポートシステム」を推進し、育ちに支援を必要とする子どもたちへの支援が切れ目なく一貫して継続される体制を強化する。



<施策の方向性3> だれもが共に暮らせるまちづくり

- ◇ 障害者が尊厳と権利を守られ安全・安心に生活できるよう、第二期中央区成年後見制度利用促進計画を踏まえた障害者の権利擁護と虐待防止の取組を推進する。
- ◇ 共生社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消、障害理解の促進の普及啓発を図るとともに、交流の場や機会の拡充や、多様な意思疎通手段の利用および手話言語の理解の促進に取り組むなど、障害者と地域の人々の交流を通じた心のバリアフリーを推進する。
- ◇ 災害時や緊急時の障害者の安全・安心の確保に向けた取組、公共施設や歩道などのバリアフリー化、情報のバリアフリーの推進によるユニバーサルデザインのまちづくりを行う。

【施策体系】

施策の方向性	施策	主な取組
1 地域で暮らし続けるための仕組みづくり	施策1 相談支援体制の充実	(1) 相談支援の利用促進 (2) 基幹相談支援センターの機能の充実 (3) 相談支援包括化のための多機関連携強化
	施策2 生活を支えるサービス等の充実	(1) 在宅サービス等の情報提供の充実 (2) 自立生活を支援するサービスの充実 (3) 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進 (4) 障害者の通所事業の充実 (5) 高次脳機能障害者の支援事業の充実
	施策3 育ちを支えるサービス等の充実	(1) 子どもの発達相談および障害児通所支援の充実 (2) 重症心身障害児の支援 (3) 医療的ケア児等支援のための関係機関の連携 (4) 医療的ケア児等の早期把握と成長に合わせた支援
	施策4 安心して住み続けるための支援の充実	(1) 地域生活支援拠点の充実 (2) 居住支援体制の充実 (3) グループホームの充実 (4) 精神障害者支援のための関係機関の連携
	施策5 サービスの質の確保・向上	(1) サービス事業者の支援・指導の強化 (2) 第三者評価、指定管理者評価等によるサービスの質の向上 (3) サービス提供者間ネットワークの構築・支援
2 個性豊かに輝ける環境づくり	施策6 就労支援の充実	(1) 一般就労への移行の促進 (2) 就労定着支援の推進 (3) 障害者優先調達推進
	施策7 多様な活動の機会確保や参加の支援	(1) 障害者の生涯学習活動の推進 (2) 利用しやすい図書館の整備 (3) 障害者のスポーツ活動の推進
	施策8 育ちのサポートシステムの推進	(1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の充実 (2) 発達支援に携わる職員のスキルアップ (3) 個別の教育支援計画・「育ちのサポートカルテ」を活用した切れ目のない支援 (4) 早期発見・早期支援の充実 (5) 発達障害に対する理解の促進
3 だれもが共に暮らせるまちづくり	施策9 障害者の権利擁護と虐待防止	(1) 権利擁護支援事業の推進 (2) 成年後見制度の利用促進 (3) 地域連携ネットワークづくりの推進 (4) 区長申立ての実施 (5) 障害者虐待防止の推進
	施策10 心のバリアフリーの推進	(1) 障害者差別解消の推進 (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発 (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進 (4) 障害者福祉団体との連携 (5) 意思疎通支援の充実
	施策11 安全・安心なまちづくりの推進	(1) 災害時の支援体制の充実 (2) 情報バリアフリーの強化 (3) 人にやさしい空間づくり